

## 岩井境都市計画地区計画の決定（岩井市決定）

岩井市本町・仲町・新町地区地区計画を次のように決定する。

名 称		岩井市本町・仲町・新町地区地区計画	
位 置		茨城県岩井市大字岩井の一部	
面 積		約 12.0 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地区は、岩井市の中心市街地に位置し、主要地方道古河・岩井線の幅員約8mの道路の両側に店舗が密に立ち並んでいる。</li> <li>・尚、当地区は、平成元年度より、都市計画道路3・4・5 辺田・本町線幅員16mの拡幅整備事業が施工中であり、これに併せて、センターモール事業を中心とした商業近代化事業を推進しており、「岩井市の顔」として、位置づける。</li> <li>・快適な歩行者空間の整備とともに、地区の高度利用と、魅力ある商店街、にぎわいのある中心市街地の形成を図るため、良好な都市景観の形成に配慮した建築物等の整備を図ることを目標とする。</li> </ul>	
	土地利用の方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩井市の商業集積の活性化を図る地区として、「岩井市の顔」にふさわしい商業、業務施設の立地と、土地の有効かつ合理的な利用を促進する。</li> </ul>	
	地区施設の 整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路の拡幅とショッピングモール化を図るとともに、地区内の既存道路及び区画道路（9m、6m）の整備を図る。</li> <li>・民有地側の建築物の後退及びポケットパーク等の小公園や駐車場の整備を図り、魅力ある地区形成を目指す。</li> </ul>	
	建築物等の 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の合理的かつ健全な高度利用と魅力ある商店街の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の共同化の促進を図る。</li> <li>・歩行者の安全を図り、快適な商業空間を創出するため、建築物の壁面後退を行う。</li> <li>・魅力ある都市景観の形成を図るため、色彩、意匠等の統一を図る。</li> </ul>	
地	地区施設の 配置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画道路： W=9m（2路線） 延長約 310m</li> <li>                  W=6m（8路線） 延長約1,420m</li> <li>・ポケットパーク：約100m<sup>2</sup></li> <li>・駐 車 場：約500m<sup>2</sup></li> </ul>	
	地区の 区分	A 地 区	B 地 区
区 建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の面積	約 2.5 ha	約 9.5 ha
	建築物の用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の1階部分については、商業施設、業務施設に類するものとし、以下に掲げる風俗営業等の建築物を建築してはならない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャバレー・ナイトクラブ</li> <li>・低照度飲食店・区画席飲食店</li> <li>・まあじゃん屋・待合・料理店</li> <li>・カフェー・ゲーム機設置営業</li> <li>・パチンコ屋</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の用途については、以下に掲げる風俗営業等の建築物を建築してはならない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャバレー・ナイトクラブ</li> <li>・低照度飲食店・区画席飲食店</li> <li>・まあじゃん屋・待合・料理店</li> <li>・カフェー・ゲーム機設置営業</li> <li>・パチンコ屋</li> </ul> </div>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の制限については、当該地区計画決定の際現に存する建築物についてはこの限りでない。</li> </ul>	
	建築物等の外壁の 位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路3・4・5 辺田本町線の道路境界線より1階部分の外壁又はこれらに代わる柱の面までの距離は1.5m以上とする。</li> </ul>	
建築物等の形態又は 意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁の色彩は、アイボリーホワイト系を基調とする。</li> <li>・広告・看板の大きさ、位置、色彩などについては地区の環境を損なわないものとする。</li> </ul>		

「区域は計画図表示のとおり」

# 【 地区整備計画図 】

縮尺 1 : 2, 500

